

第48回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年6月1日（金曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 6月1日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 第 1号議案 | 宍粟市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 第 2号議案 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 第 3号議案 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 5 | 第 4号議案 | 宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認について |
| | 第 5号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認について |
| | 第 6号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認について |
| 日程第 6 | 第 7号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第1号）の承認について |
| 日程第 7 | 第 8号議案 | 宍粟市印鑑条例等の一部を改正する条例について |
| | 第 9号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 第 10号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 第 11号議案 | 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号） |
| | 第 12号議案 | 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 10 | 請願第 1号 | 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請について |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 1号議案 宍粟市教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 第 2号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
第 3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 第 4号議案 宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第2号）の承認について
第 5号議案 宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認について
第 6号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認について
- 日程第 6 第 7号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第1号）の承認について
- 日程第 7 第 8号議案 宍粟市印鑑条例等の一部を改正する条例について
第 9号議案 宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 第 10号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 第 11号議案 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
第 12号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 請願第 1号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請について

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 岸 本 義 明 議 員 | 2 番 寄 川 靖 宏 議 員 |
| 3 番 木 藤 幹 雄 議 員 | 4 番 秋 田 裕 三 議 員 |
| 5 番 東 豊 俊 議 員 | 6 番 福 嶋 齊 議 員 |
| 7 番 伊 藤 一 郎 議 員 | 8 番 岩 蒨 昭 美 議 員 |

9番 藤原正憲 議員
11番 實友 勉 議員
13番 山下由美 議員
15番 山根 昇 議員
17番 大上正司 議員
19番 岡崎久和 議員

10番 大倉澄子 議員
12番 高山政信 議員
14番 岡前治生 議員
16番 小林健志 議員
18番 西本 諭 議員
20番 岡田初雄 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君 書 記 榎谷米男 君
書記 清水圭子 君 書 記 原田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 田路 勝 君 副市長 岩崎良樹 君
教育長 小倉庸永 君 会計管理者 杉尾 克 君
一宮市民局長 福元晶三 君 波賀市民局長 西川 龍 君
千種市民局長 阿曾茂夫 君 企画総務部長 清水弘和 君
まちづくり推進部長 西山大作 君 市民生活部長 岸本年生 君
健康福祉部長 秋武賢是 君 産業部長 前川計雄 君
農業委員会事務局長 藤原卓郎 君 土木部長 平野安雄 君
水道部長 米山芳博 君 教育委員会教育部長 岡崎悦也 君
総合病院事務部長 広本栄三 君 消防本部消防長 幸島幸博 君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。第48回宍粟市議会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第48回宍粟市議会6月定例会が招集され、皆様方には、御繁忙の中、御壮健にて御参集いただき、開会できますことは御同慶の至りでございます。ありがとうございます。

6月水無月、宍粟市自慢の山々の木々は、日ごとに緑を濃くしていきます。庭先のあじさいの花も梅雨入りを前に、その準備を始めています。

山、笑う春は、山、したたる夏への季の移ろいを教えてくれます。静かな山里の田畑に人が行き交い、田に流れ来る水の様子を伺いながら一服のたばこに火をつけます。巡る春秋は、いつも自然に相応しながら、その生き方を培ってきました。かく言う私もその一人であります。

ふと、足元に目をやりますと、私も仲間と言いたげな、小さな体に大きな葉っぱのオオバコが目にとまりました。オオバコは、踏まれれば踏まれるほどに強くなり、たくましくなり、その存在を知らしめます。ただ、踏まれることがなければ、その命は絶えてしまいます。自然の摂理はあまりにも悲しく、いとおいしい思いがいたします。

人もまた、叱咤、叱責に相對し、強くたくましく生きたいものであります。とりわけ、政治をあずかる私どもは、毎日がそのことの繰り返しであるように思えてなりません。ただ、少しばかりの激励に、私どもに対する市民の皆様の思いをうかがい知ることができます。目にとまらぬところにあっても、与えられた生き方に自信を持っていることを、この小さなオオバコに見つけた気がいたしました。

本定例会は、4月から2カ月、新しい分掌の中で職員は少しばかりの戸惑いを感じながら、モチベーションを高められているに違いありません。適材適所、素質とは、才能がすべてではなく、与えられた職務に対する熱意とそのことへの積み重ね、常に新しい発想の中で続けていくことができる能力であると信じています。本6月定例会、市当局の皆様のお思いと合わせて、そのことに対する動きを期待するものであります。

さて、昨年3月11日の東北大震災から1年が過ぎ、被災地の復旧・復興も着実に進んでおりますが、何分未曾有の大災害であり、また、福島原子力発電所の事故の影響もあるため、被災地の皆様が元の生活に戻られるには、まだまだ長い年月がかかるとおられます。

国はもとより、国民の知恵と努力を結集して、一日も早い復興を成し遂げることを祈らずにはおられません。東北のいつもの場所に、いつもの灯りがともることを願うばかりであります。

宍粟市においては、昨年4月、市民の参画と協働による、市民自治の実現を通じたまちづくりを進めることを目的として、自治基本条例が制定されるとともに、議会基本条例が制定されました。

現在、議会においては、議会基本条例に基づき、主権者、市民の代表機関である議会の役割を最大限に活かし、地方分権時代にふさわしい、市民に開かれた議会を目指して、議会改革特別委員会を設置し、政治倫理条例の制定、議員定数等について取り組んでいるところであります。

今定例会には人事案件、補正予算、条例改正等いずれも重要な案件が提案されます。22日間という長丁場ではありますが、議員各位、市当局とも、宍粟市の新たな飛躍の年の大切な本会議であることを自覚いただき、市の将来を見据えた真摯な議論の展開をお願いして、言葉足りませんが、開会のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

市長、あいさつをお願いします。

○市長（田路 勝君） おはようございます。

第48回宍粟市議会定例会の開会に当たりまして、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表する次第であります。

今日から6月に入りました。昨年は、例年より早い5月22日ごろに梅雨入りを行いました。今のところ、今年も平年並みという予想のようでもあります。

我が国では、四季折々にすばらしい景色を楽しむことができますが、雨模様が長く梅雨の時期さえ、その情緒ある風情に心をひかれ、多くの歌人により俳句や短歌などがしたためられてきました。

しかし、5月には、関東地方で竜巻が発生したり、当市においても雹が激しく降るなど、不安定な気象の日がありましたが、近年の日本各地における豪雨や豪雪、酷暑などの異常気象に不安を覚えるところでもあります。

一方で、私たちは、この日本の良き四季の風情を後世に伝える義務があると思っております。

今年も関西電力より節電依頼がありました。昨年の東日本大震災以降、エネルギー問題や地域力の重要性、家族のあり方など、現代社会におけるさまざまな課題

が見えてきました。私たちの日々の生活を見直す時期がきているのではないかと感ずるところでもあります。

このような中、宍粟市におきましては、4月からごみの新分別が始まり、市民の皆様からは、さまざまな御意見等をいただいているところですが、それぞれのごみ分別への意識が資源循環型社会の構築に繋がっていきます。何事においても、私たち一人ひとりができることから取り組むという姿勢が大切であるというふうを考えております。

また、市では地域資源を活かしたエコツーリズム事業などの取り組みを進める一方、「宍粟市」という難読市名をも地域資源ととらえ、現在、同じく「読めない書けない」市名の千葉県匝瑳市との交流を進めています。

今年度計画しています「宍粟市知名度アップCM大作戦事業」の予算発表に端を発し、「西の難読市」として新聞やテレビなどで報道されたことにより、「東の難読市」とされる匝瑳市から交流の声をかけていただいたものであります。明後日6月3日には、さつき祭りのステージで匝瑳市の「ソーサマン」と「しーたん」の共演を予定をいたしております。

「難読」と言われておりますが、このことは市民が歴史ある地名を大切にしていることのあらわれであります。「難読」をマイナスと捉えず、プラスと捉え、匝瑳市との交流だけでなく、CMコンテストなどの新たな発想で事業展開することにより、宍粟市をより広く知っていただくチャンスであるとともに、一人ひとりが宍粟の歴史を改めて考え、発見する年としたいと考えています。

市民の皆様をはじめ、当市を訪れていただく方々に豊かな自然や地域とのふれあいなど、宍粟市の良さを実感、体験していただきたいと思っております。

このチャンスを活かすためには、市民の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。活力ある地域を目指し、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、ともに歩んでまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましても、格別の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会では、宍粟市教育委員会委員の任命、人権擁護委員候補者の推薦などの人事案件、地域介護拠点整備費の追加などによる一般会計補正予算、専決処分の承認など、合わせまして12件の重要な議案を上程をいたしております。

慎重に御審議賜り、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたってのあいさつといたします。

○議長（岡田初雄君）　ただいまから、第48回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が、地方自治法第199条第9項の規定に基づき平成23年度定例監査結果報告書が議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書が市長から議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告5、本日市長から議案12件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

その前に申し添えておきますが、季節柄、お暑いようでしたら上着をぬいでいただいて結構かと思っておりますので、よろしく御判断をお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

13番、山下由美議員、14番、岡前治生議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月22日までの22日間に決定しました。

日程第3 第1号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第1号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第1号議案について説明を申し上げます。

来る6月2日をもって任期満了となります田中真人氏は、保育園保護者会長、小学校・中学校のPTAの役員、さらに自治会の役員、しそく観光協会理事、しそく森林王国協会評議員など多くの公的な役職も歴任され、人格、識見ともに優れ、周囲の人望も厚く、教育委員として最適任であり、平成20年6月3日に教育委員に就任されて以来、精力的に教育委員活動をしていただいております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項に基づき、「教育委員の中に親権を行う保護者を選任する」必要があり、引き続き田中氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。よろしくお願いします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

第1号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第1号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4 第2号議案～第3号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第2号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第3号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第2号議案及び第3号議案について説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員であり、宍粟市からは11名が委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。平成24年9月30日で任期満了となります小倉広子氏、田路恵三氏につきましては、人格、識見ともに優れ、人権意識も高く、現在も精力的に人権推進に尽力をいただいております、引き続き人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

議員におかれましては、両名の経歴、人格等を御賢察のうえ、賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第2号議案から第3号議案までの2議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第2号議案を採決いたします。

第2号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第2号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第3号議案を採決いたします。

第3号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第3号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第4号議案～第6号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第5、第4号議案、宍粟市税条例等の一部を改正する条例の専決処分(専決第2号)の承認についてから、第6号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第4号)の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第4号議案から第6号議案の税条例の一部を改正する条例の3議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、第4号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第2号)の承認につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容の1点目としましては、年金所得者の寡婦控除に係る個人住民税の申告手続を簡素化するもので、従前、所得が年金のみである者が寡婦控除を受けようとするときは、個人住民税の申告書の提出が必要でありましたが、その申告書の提出を不要とするものであります。

次に、2点目につきましては、土地に係る固定資産税につきましては、平成24年度は3年に一度の評価替えの年に当たることから、税収や税負担の変動状況等を勘案し、向こう3年分を見据え、法改正されたことに伴い、負担調整措置について、原則、現行の仕組みを3年延長するものであります。ただし、住宅用地につきましては、平成24年度及び平成25年度の2カ年は負担水準90%以上の住宅用地について、前年度課税標準額に据え置く特例措置を講じ、平成26年度に特例措置を廃止することになります。

3点目につきましては、固定資産税の償却資産として「地域決定型地方税制特例措置」による下水道除外施設に係る特例であります。

当該施設につきましては、地方税法において事業者の負担を軽減する観点から、本来の償却資産評価額の4分の3が課税標準価格となる特例措置が講じられてきました。しかし、このたびの法改正によりまして、適用期限を平成26年度末まで3年間延長し、さらに条例で特例率を定めることとされたため、当市では特例率を「4分の3」とするものであります。

次に、第5号議案、宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税と同様に、土地に係る都市計画税における負担調整措置について、原則、現行の仕組みを3年延長するものであります。また、住宅用地につきましても、固定資産税と同様、平成24年度及び平成25年度の2カ年は、負担水準90%以上の住宅用地については特例措置を講じ、平成26年度には廃止するものであります。

次に、第6号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認については、地方税法の一部が改正されたことに伴い、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正するもので、国民健康保険税における所得割に係る規定として、東日本大震災に係る居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、本件につきましては、いずれも地方税法等が平成24年3月31日付で公布されたことに基づくものであり、改正時期との整合を図るうえで急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決を行ったものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。質疑の発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第4号議案から第6号議案までの3議案は、お手

元に配付しました議案付託表のとおり民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第4号議案から第6号議案までの3議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第6 第7号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第7号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第1号）の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第7号議案について説明を申し上げます。

今回の専決補正予算につきましては、県の補助決定の前倒しや県工事の進捗、さらには事業実施に係る関係機関との協議において、年度内実施が困難となった事業などについて、繰越明許費の追加及び変更が必要になったものを補正しているものであります。

いずれも地方自治法第179条第1項に基づき、緊急やむを得ないものに限って補正を行ったものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） たくさん繰越明許費が出てきておるんですけども、繰越明許費としてあげる以上は、先ほど市長からありましたように、適正な理由が必要なわけでありましてけれども、その中で特に目立ちますのが、変更として上がっております教育費の中で、戸原小学校の屋内運動場等改築事業というのが、補正前が1,851万円であったものが、補正後5,170万円ということで、約3倍近く増えております。これは多分3月最終補正で繰越明許費として出てきた段階では、1,851万円だったと思うんですけども、これがそれ以降3倍近くになったというふうなことについて、適正な理由があるのであれば、お示し願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

- 教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 繰越明許費の増額でございますが、今回、支払い事務に係る精査の中で3月の議決をいただきました補正予算時におきまして、前払金を考慮すべきところをできていなかったということが確認をできました。そのため、その補正を今回させていただいたものでございます。

以上です。

- 議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第7号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第7号議案は、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第7 第8号議案～第9号議案

- 議長（岡田初雄君） 日程第7、第8号議案、宍粟市印鑑条例等の一部を改正する条例から、第9号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） 第8号議案及び第9号議案の2議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、第8号議案、宍粟市印鑑条例等の一部を改正する条例につきましては、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とすることにより、外国人住民の利便の向上及び行政の合理化を図るため、住民基本台帳の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されます。この法律の施行に伴い、外国人登録法が廃止をされまして、外国人住民の方にも住民票が作成されることとなるため、「外国人登録原票」や「外国人登録証明書」などがなくなるため、この文言を引用しております関係条例の整理を行うものであります。

今回の条例改正に関係いたします条例は、宍粟市印鑑条例、宍粟市手数料条例、宍粟市下水道条例、宍粟市水洗便所改造資金助成条例となりますが、主に「外国人登録証明書」、「外国人登録原票」や「外国人登録に関する証明」などの文言を削除するものであります。

また、宍粟市下水道条例につきましては、「財団法人兵庫県まちづくり技術センター」が「財団法人」から「公益財団法人」に変更されますので、あわせて改正するものであります。

次に、第9号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、平成22年3月の税制改正により、平成23年度分の所得税の扶養控除の見直しが行われ、「年少扶養控除の廃止」と「16歳から18歳の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止」が行われたことから、障害者の医療費の軽減を目的とした福祉医療費助成事業の対象者への影響を避けるため、扶養控除見直し前の旧税額に基づき所得判定ができるように改正するものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑でございますが、発言通告がございませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第8号議案から第9号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第8号議案から第9号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第8 第10号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第10号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第10号議案について説明を申し上げます。

本市の国民健康保険税につきましては、制度発足から相互扶助と公平性を基本に、所得割、資産割、平等割及び均等割の4方式により賦課しているところであります。

また、医療費等の必要経費を推計して、歳出から国県補助金などの特定財源の歳入を差し引き、その不足分を税で賄うこととしており、原則、毎年税率等を検討し、必要な場合は見直すことといたしております。

平成24年度におきましては、前年度の繰越金が約2億円となることから、全国的に資産割の廃止や構成割合が減少している状況及び資産はあるものの現金収入がなく、担税能力が低い世帯の負担軽減を図る必要があると考え、所得割、均等割及び平等割の税率は据え置きながら、資産割の税率を下げる改正をしようとするものであります。

なお、この改正内容につきましては、去る5月17日開催の国民健康保険運営協議会にて諮問させていただき、同月24日に同協議会より承認の答申を受けておりますことを申し添えます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 市長の考えをお聞きしたいので、あえて私の所属している委員会に付託される議案でありますけれども、お聞かせ願いたいと思います。

先ほど市長からもありましたように、この議案については国保運営協議会に諮問されておりまして、私も傍聴させていただきました。そういうことから、この3月議会でも資産割のことについてはお伺いをして、資産割の構成比を何段階かで引き下げていくというふうなことでした。それを今回、実施されようとするものでありますから、賛成できる内容ではあるんですけども、国保運営協議会の中で出ておりましたのが、その資産割に関して、資産の中にも実際は借地料等をもって運用されておる資産と、そうでない資産との差というのがかなりあるんじゃないかとかいうふうなことで、私自身は基本的には資産割というのは廃止の方向で考えるべきではないかなというふうに思うんですけども、以前、市長は資産割については、資産割を廃止すると、当然所得割を上げなければならないというふうなことで、そういうふうな考えはないと答弁されておりますけれども、改めてお伺いしますけれども、資産割というふうなものについては、今回は一定引き下げる、最終的には5%程度の構成比にしていきたいというふうな答弁があったかなと思うんですけど

も、そのことについて考えは変わっておられないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目でありますけれども、これも繰り返しお聞きしますけれども、私は国保税そのものが相当高いレベルにあると、平成22年度の統計資料では、兵庫県下で4番目ぐらいの国保税は高さで宍粟市の場合はあったんじゃないかなと思っておるんですけども、そういうことから言うと、やっぱり国保税全体を引き下げようと思えば、以前にもあったように、一般会計からの繰り入れをしなければ、国保税全体を引き下げるということはできないわけでありましてけれども、今回はたまたまと言ったら申しわけないかもしれませんが、国保運営協議会を聞いておる中では、調整交付金が思った以上にたくさん入ってきて、市長も言われたように繰越金が大変たくさんできたので、それを財源として資産割の引き下げに充てられておるといふことではあるんですけども、そういうことで、やっぱり一番高い、負担が重い国保税というのを引き下げるためには、今回のようなことも当然必要でありますけれども、やはり一般会計からの繰り入れをして、国保税全体を引き下げるといふふうなことが必要にはなってくるんじゃないかなと思うんですけども、市長は以前のように7,000万円入れていただいたときもありましたので、今後そういう考えはないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 国保に関する一般会計の繰り入れについては、前々からも私申し上げてきたとおりであります。それでよろしいでしょうか。

○14番（岡前治生君） それでどうされますか。

○市長（田路 勝君） どうされるって、それは前から申し上げてきておる、何回も同じことだと思いますが、必要があればということは、そのとおりであります。

○議長（岡田初雄君） よろしいですか。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 資産割につきましても、ゼロということが果たして正しいかどうかということとは、都市部と農村部とでは大分違うんじゃないかなと思います。資産割を廃止をしているのは、農村部にはないと私は記憶しております。大体都市部が多いわけでありまして。財産をたくさん持っておりながらということもやっぱりあるわけですから、ゼロということとは私は果たしていいのかなという疑問は持っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第10号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第10号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第9 第11号議案～第12号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第9、第11号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）から、第12号議案、平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第11号議案及び第12号議案の補正予算2議案について、一括して説明を申し上げます。

最初に、第11号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,331万5,000円を増額し、補正後の総額を220億1,331万5,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、県の支出金においてグループホーム支援のための地域介護拠点整備費県補助金を追加するとともに、波賀町原の分収育林の立木販売収入を計上いたしております。

歳出につきましては、総務費で県の受動喫煙防止条例が可決成立したことに伴い、財産管理費で市庁舎改修経費を計上するとともに、北庁舎の環境改善、菅野農村集落センター解体経費を盛り込み追加をいたしております。

民生費では、第5期介護保険事業計画に基づく地域介護拠点整備費補助金を計上するとともに、福祉医療の所得判定において年少扶養控除見直し前の旧税額により判定することとなるため、システム改修の経費を追加しております。

農林水産業費では、波賀町原の分収育林販売代金交付金を計上いたしております。

次に、第12号議案、平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、提案理由の説明を申し上げます。

歳入では、所得等の確定による国保税の精査を行うとともに、国県支出金及び交

付金につきまして、医療費等の精査により、それぞれ所要額の予算措置を講じ、国民健康保険事業基金繰入金と平成23年度繰越金を歳出財源といたしております。

次に、歳出では、一般会計の福祉医療と同様に、年少扶養控除見直し前の旧税額により判定するためのシステム改修経費を計上するとともに、療養給付費、高額療養費等の保険給付費の精査を行い、後期高齢者支援金、介護納付金等の所要額の確定等により、それぞれ補正予算措置を講じております。また、共同事業拠出金の精算による補正を行い、補正額は歳入歳出それぞれ2億1,410万8,000円を増額し、補正後の総額を48億499万円といたしております。

以上、補正予算2議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 第11号議案で2点質問させていただきます。

まず、10ページの地域介護拠点整備費補助金として国県支出金が4,080万円出ているんですけども、これはどのような内容の施設が予定されているのか。施設の収容規模も含めて知りたいと思います。

それから、あとちょっと細かいことも聞くんですけども、整備地域がどこで、実施事業主体がどこで、整備期間がいつで、いつから開設されるのか。

それから、また、この事業全体の総事業費は幾らで、そのうちの事業者負担が幾らで、市の負担というのはどのぐらいに考えられているのか、お尋ねいたします。それがまず1点。

その次は、12ページの移動販売事業補助金として、300万円出ておりますが、この販売事業の効果というのはどのような形で検証されているのか。例えば、お買い物車とか、そういうふうなものも利用したいけれども、ここでしか購入することができないというような人もあるかもしれませんし、あるいはやはりこういうふうな販売事業をしてもらったら、ここで買えてうれしいというような人もありますし、そういった、そこで買い物に来られる人たちの意見、要望を聞いたりはしておられるのかどうか。また、一つの販売車に対して大体どのぐらいの人たちが利用されているのか。主には、それから利用したい人たちはどのような販売品目を望んでおられるのか。ちょっと細かいことをお尋ねするんですけども、お願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 順次、答弁を求めます。

健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、お答えをいたします。

まず、補助金なんですけども、4,080万円となっております。これには、施設整備として3,000万円、それから開設準備ということで普及啓発の費用であったり、研修費用、また人件費、備品購入費等で1床当たり60万円ということで、1,080万円、これを合計した4,080万円ということで予定をしております。

御質問の施設の種別はということで、認知症対応型共同生活介護施設ということで、通称認知症高齢者のグループホームということで御理解をいただきたいと思っております。2ユニット、18床、これを予定しております。

整備地域につきましては、今現在、応募を募集しておりますので、応募者の中から選定をしていくということなんで、今、ここでどの場所ということはまだ未定ということでお願いしたいと思っております。

事業主体はということで、当然施設の開設予定者となります。募集要項で法人ということで募集をいたしております。法人も社会福祉法人、株式会社、有限会社、NPO法人等、法人格を持っている者、あるいは今後法人を設立しようとする者ということで、募集をかけております。

整備期間はということなんですけども、一応、市は事業者を8月上旬に決定したいと思っております。それ以降に事業者のほうがかかってくるということになっております。募集要項で原則として平成25年3月31日までに事業所を開設する見込みの者ということで募集をかけておりますので、それまでには開設をしていただけるものと思っております。

それから、総事業費はどれぐらいでしょうかということですが、これにつきましては、施設の開設者が各業者と契約する関係で、現時点で事業費が幾らということには、こちらではまだ現在は把握をいたしておりません。参考で平成18年に新設の事業がございまして、それにつきましては事業費が1億4,500万円程度、それから平成22年度で改修された分が9,500万円程度というような実績はあるんで、こういった事業費にはなるかと思っております。

事業者の負担ですけども、この工事の請負費が幾らになるかわかりませんが、それから3,000万円の施設整備の補助が出ますので、事業者の負担はそれを引いたものということになるかと思っております。

市は、補助金を受けて、それを事業者に補助金として交付するというので、市の負担は考えておりません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） それでは、山下議員の質問にお答えします。

移動販売の事業の補助金の件でございますが、まず目的としましては、買い物に行くことが困難な買い物弱者のための移動販売車に対する助成でございます。販売品目につきましては、主に食料品、肉類であるとか、日常使われる食料品が主なものでございますが、消費者のニーズに合わせてすべての品数をそろえるということは困難でございますので、ニーズに合わせて必要なものは取り寄せていくという形をとっています。

それから、1件当たりどのぐらいの人が利用されているのかという話でございますが、エリアが1日に大きなところとか、ある程度まとまったところになる方については人数が100人ぐらいの方もございますし、過疎と言いますか、不便なところへ行かれると1日の売り上げが減る関係で、人数が20人から30人の方もございます。

販売の事業の効果はどうかということで、当初の目的としましては、買い物弱者を救済するということがネックにあるんですが、今、全国的にも問題になっていますが、買い物に来られる方はじかにその販売車へ来られるということで、その人の顔が見れるということで、安心して逆に言うと、そういう販売車がいつ来るかなということで待っておられる方もあるんで、人間のコミュニケーションが図れるという意味では大きなメリットがあるんじゃないかと思えます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第11号議案から第12号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第11号議案から第12号議案までの2議案は、それぞれの常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第10 請願第1号

○議長（岡田初雄君） 日程第10、請願第1号、少人数学級の推進など定数改善、義

義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

11番、實友 勉議員。

- 1 1 番（實友 勉君） それでは、説明をさせていただきたいというふうに思います。朗読によって説明にかえさせていただきます。長い文章でございますが、お許しをさせていただきたいというふうに思います。

請願書、平成24年 5 月 9 日、宍粟市議会議長 岡田初雄様。

請願団体、住所 宍粟市山崎町山崎17番地。団体名 兵庫県教職員組合宍粟支部。代表者名 支部長 浅田和典。紹介議員 私、實友 勉でございます。

少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書採択の要請について。

< 請願趣旨・理由 >

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校 1 学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校 2 学年については義務標準法の改正がおこなわれず、加配措置に留まっています。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。また、不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外のさまざまな定数改善も必要です。兵庫県においては、阪神・淡路大震災以降、中心的役割を担ってきた「教育復興担当教員」「心のケア担当教員」の実践を継承し、地域社会とのつながりや子どもたちの生活支援をリードするため日常的な心のケアのとりくみをすすめています。

日本は、OECD諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応をおこなうためには、1 クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることはあきらかです。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合

は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

なお、意見書の案につきましては、お手元に配付していただいておりますので、御賛同をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 實友 勉議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言の通告がございませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第136条第1項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

続いて、討論であります。発言の通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

請願第1号は採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

請願第1号は、採択することに決しました。

なお、お諮りします。

ただいま採択されました請願の意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月11日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

(午前10時27分 散会)